

年度の317百人から平成18年度には400百人、処理率は76%になる見込みである。

B 工場・事業場対策

流域下水道へ接続する事業場に対して、水質の監視・指導を徹底していく。

(ウ) 共通施策

「(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策」参照。

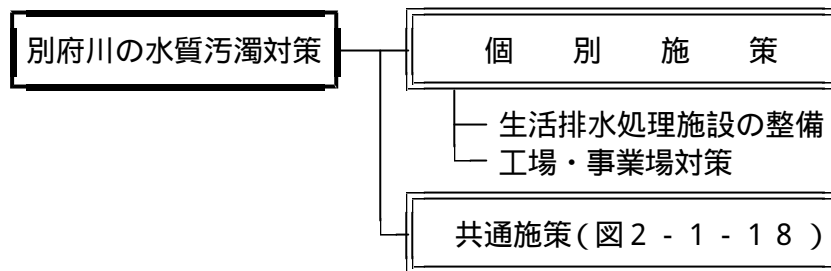


図2-1-17 別府川のBODに係る水質汚濁対策の体系

(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策

ア 生活排水対策の推進

近年は、生活水準の向上等に伴い、生活排水に係る汚濁対策が重要な課題になっている。そのため、県では、2004年(平成16年)までに県下の生活排水の処理率を99%まで高めることを目標に「生活排水99%大作戦」を展開し、各市町で策定された「生活排水処理計画」に基づき、下水道をはじめ農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に推進した。その結果、当地域における生活排水処理率は、平成9年度末の91.8%から平成12年度末には95.2%に向上した。

また、富栄養化対策として、下水道整備、し尿処理等における高度処理施設の導入、洗剤の適正使用に関する啓発などの対策を推進してきた。

今後も、生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、県民負担の軽減や市町への財政的、技術的支援を積極的に実施する。

イ ひょうごの森・川・海再生プランの推進

自然再生や健全な水循環の構築の観点から、森林、河川、沿岸域等の各分野における環境再生について、森～川～海の水系で一貫した施策の推進を図るため、「ひょうごの森・川・海再生プラン」を平成14年5月に策定した。今後、このプランに基づき、流域に暮らす人々の参画と協働のもと、モニタリング等を行いながら、流域ぐるみでの特色ある取り組みを進めていく。

ウ 工場、事業場の排水規制

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び環境の保全と創造に関する条例に基づき、排水基準の遵守状況、汚水発生施設及び排水処理施設の管理状況などの立入検査を実施し、排水基準に違反している場合には、特定施設の使用の一時停止命令、改善命令などの行政措置を行うなど監視指導を行っているが、引き続きこれを徹底していく。

また、瀬戸内海の水質保全を図るため、これまで4次にわたるCOD総量規制を実施し、COD汚濁負荷量の計画的な削減に努めてきたが、平成14年7月に第5次水質総量規削減計画を策定したところであり、これまでのCODに加えて窒素及びリンを含めた汚濁負荷量について総合的、計画的な削減を図っていく。

エ しゅんせつ事業

神崎川、林田川等の河川では、有機物質を多く含んだ汚泥の堆積が著しく、河川及び周辺環境が悪化していたことから、水質汚濁の改善と悪臭の防止を目的として、表2-1-19のとおり河川のしゅんせつを実施した。

また、昆陽川では、河川の水質浄化を図るため、平成7年度に礫間浄化施設を設置した。

今後は、水質の悪化や悪臭の発生状況に応じて、しゅんせつ事業を実施する。

表2-1-19 河川のしゅんせつ状況

事業主体	水系名	河川名	しゅんせつ土量(千 m^3)
国	揖保川	揖保川	80.4
	揖保川	林田川	7.5
県	淀川	神崎川	53.5
	淀川	昆陽川	1.6
	淀川	庄下川	0.8
	加古川	別府川	4.0
	加古川	水田川	0.7
	東川	東川	6.2
	堀切川	堀切川	0.2
	船場川	船場川	1.2
	朝霧川	朝霧川	2.0
	明石川	明石川	5.0
	谷八木川	谷八木川	0.9
	赤根川	赤根川	1.7
	喜瀬川	喜瀬川	3.1
	小仁川	小仁川	0.5
	西汐入川	西汐入川	0.4
	汐入川	汐入川	1.1
夢前川	夢前川	1.1	

(注) 1 平成9年度～13年度までの実施状況
2 近畿地方整備局、県県民生活部調べ

オ 皮革排水対策

地場産業である皮革産業からの排水については、公共下水道などで処理する方針のもとに、姫路市及び川西市の6地区で前処理場を整備しており、さらに前処理場排水は下水終末処理場で処理している。

なお、姫路市の前処理場及び下水道終末処理場から発生する汚泥については、兵庫西エースセンターで溶融処理し、資源利用を図っている。

カ 畜産排水等の処理対策

畜産に起因する水質汚濁等の環境汚染を解消し、地域社会と調和した畜産経営の安定的な発展に資するため、平成6年度から「さわやか畜産確立対策」に基づき次の事業を実施している。

引き続き、これら事業を推進し、畜産に起因する環境汚染を解消する。

(ア) さわやか畜産確立推進事業

家畜ふん尿処理施設設置基本計画に基づき、施設整備を総合的に調整している。

(1) さわやか畜産確立対策施設整備事業

家畜ふん尿処理施設設置基本計画に基づく計画的な施設整備を行う。

A 環境保全型畜産確立対策事業

大規模な家畜ふん尿共同処理施設及び機械の整備を行う。

B 家畜ふん尿共同処理施設設置事業

中小規模の家畜ふん尿共同処理施設の整備を行う。

C 畜産環境整備リース利用促進事業

(財)畜産環境整備機構が行うリース事業の利用料を助成することにより、個人利用の環境保全関連機械施設の導入を促進する。

(ウ) 家畜ふん尿処理技術実用化調査事業

家畜ふん尿処理に関する新しい技術について、普及に際しての問題点の解明並びにふん尿処理技術体系の確立を図る。

(イ) 堆きゅう肥総合利用促進事業

兵庫県堆きゅう肥総合利用促進協議会及び地域協議会等の組織を育成することにより、良質堆きゅう肥の生産指導及び堆きゅう肥の利用促進活動を行い、有効利用を図る。

(オ) 畜産公害対策技術浸透事業

畜産環境保全に関する講習会の開催及び環境汚染防止のための知識、技術の普及啓発を行う。

キ 水質環境基準の類型指定

現況の水質データ、流域の現在及び将来の利水状況並びに人口、開発等の背景調

査データを収集し、未設定河川について類型指定を行うとともに、汚濁河川を優先し、順次指定を行う。

ク 環境影響評価の推進

各種の開発計画等にあたっては、法令に基づく届け出等に対する指導はもちろんのこと、必要に応じて環境影響評価を実施する。

ケ 河川環境保全思想の普及啓発の推進

水生生物調査等住民参加型の活動を増やし、また、各協議会のネットワーク化を図ることにより水質汚濁防止協議会の活動の活発化を図る。

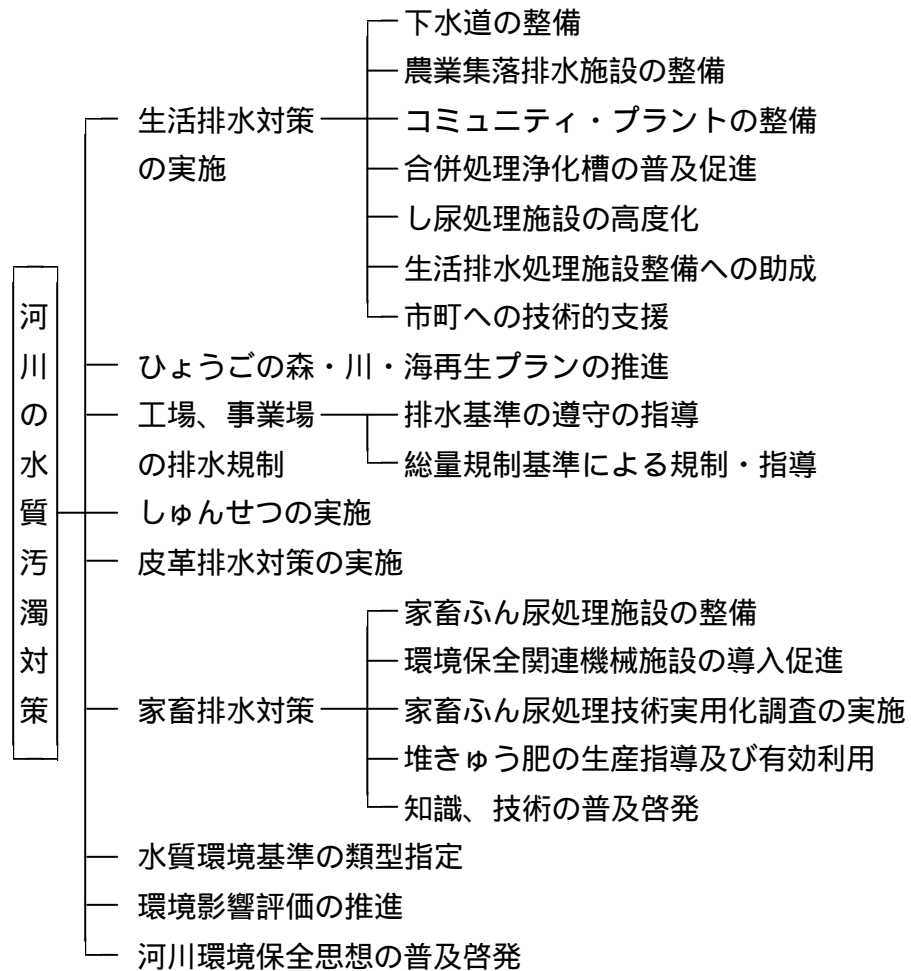


図 2 - 1 - 1 8 河川の水質汚濁対策に係る共通施策の体系